

一般社団法人 東京都旅行業協会 規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 当協会は、一般社団法人東京都旅行業協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を千代田区に置く。

(地 域)

第3条 協会の地域は東京都の全域とする。

2. 協会地域に地区別区分を設け、地区制を設置する。

(目 的)

第4条 協会は、定款の趣旨に沿って旅行業者及び旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）の旅行業務等に関する取引の公正を確保し、会員の健全なる発展と相互の親睦及び連絡協調を図るとともに、一般社団法人全国旅行業協会が行う事業の実施について協会に関する事項を分掌することにより、旅行業の発展向上を期し、もって健全な旅行の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 旅行業法第 22 条の 3 に規定された業務を含む一般社団法人全国旅行業協会の法定事業の支援

- イ 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等の取扱った旅行業務に対する苦情の解決
- ロ 旅行業務の取扱に従事する者に対する研修
- ハ 旅行業務に関し正会員または正会員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と取引をした者に対する弁済業務の指導・支援
- ニ 旅行業務の適切な運営を確保するための旅行業者等に対する指導
- ホ 旅行業務に関する取引の公正の確保または旅行業の健全な発展を図るための調査、研究及び広報
- ヘ イ～ホのほか、旅行業法の規定により、一般社団法人全国旅行業協会が行う業務の支援
- ト 旅行等に関する知識の普及
- チ 旅行業に関する業務の改善
- リ 観光事業に関する団体等との連絡協調
- ヌ 関係官公署、関係機関等に対する意見の具申

(2) 旅行業務の資質の向上、適正化、旅客の接遇向上に資するための研究会、講習会など一般社団法人全国旅行業協会と表裏一体となった活動

- (3) 会員相互の親睦並びに連絡協調
- (4) 会員からの会費等の徴収及び一般社団法人全国旅行業協会会費の納付
- (5) 取引関係機関との外渉並びに提携
- (6) 一般社団法人東京都旅行業協会協定会員連盟及びその他観光事業関係者との連絡協調
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第6条 協会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 東京都知事登録の旅行者及び東京都内に主たる営業所を置く観光庁長官登録の旅行者で本会の目的に賛同する者
但し一般社団法人全国旅行業協会または一般社団法人日本旅行業協会に加盟する旅行者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する者

(入 会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書等を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

- 2. 賛助会員になろうとする者は、入会申込書等を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3. 前各項の入会を承認された者は、その通知を受けた日から 10 日以内に所定の手続きを完了しなければならない。

(入会の拒否)

第8条 協会の会員になろうとする者が、次の各号の一に該当するときは、入会を拒否することができる。

- (1) 代表者または役員の中に、過去5年以内に旅行業法第22条の11第3項の規定により旅行業協会保証社員の地位を失った旅行者等の代表者または役員となっていた者がいる場合。
- (2) 代表者または役員の中に、一般社団法人全国旅行業協会において除名処分を受けた旅行者等の代表者または役員となっていた者がいる場合。
- (3) 代表者または役員の中に、旅行業法における違反行為があり、過去5年以内に刑事処分等を受けた者がいる場合。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、総会で別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2. 賛助会員は、理事会で別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3. 会費は、毎年、当該年度の4月末日までに納入するものとする。ただし、新たに入会した者にあつては、入会と同時に納入するものとする。

4. 既納の入会金・会費は、返還しないものとする。
5. 入会後に地域限定、第3種または第2種旅行業から第3種、第2種または第1種旅行業に変更した場合、既納の入会金の差額を種別変更金として追加納付しなければならない。
ただし、第1種、第2種または第3種旅行者が第2種、第3種または地域限定旅行業に変更登録した場合はその差額は返還しない。
6. 会員資格継続の場合は理事会で別に定めるところより資格継続金を納入しなければならない。

(登録事項等の変更の届出)

第10条 正会員は、次の事項に変更を生じたときは、行政庁へ届出をし、行政庁からの通知文書の写しを会長に提出するものとする。

- (1) 所在地の変更
- (2) 住居表示の変更
- (3) 営業所の名称の変更
- (4) 氏名または商号の変更
- (5) 法人代表者の変更
- (6) その他の営業所の新・増設または廃止
- (7) 選任取扱管理者の変更・異動
- (8) 事業内容の変更（変更登録）
- (9) 事業の廃止

(資格の喪失)

第11条 協会の会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 協会を退会したとき。
- (2) 協会を除名されたとき。
- (3) 旅行者等の登録を抹消されたとき。
- (4) 協会が解散したとき。
- (5) 会費を当該年度中に納入しなかったとき。

(退会の勧告)

第12条 協会の会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の退会の勧告申請決議に基づき、退会の勧告をすることができる。

- (1) 正当な理由なく、理事会の決議した規則に違反する行為があったとき。
- (2) 旅行業法における違反行為があり、刑事処分等を受けたとき。
- (3) 旅行業法における違反行為に対し会長の行う文書警告に従わなかったとき。

2. 理事会は、退会の勧告申請に先だって事務局に必要な事項の調査、報告を命ずることができる。

(退会)

第13条 協会の会員が協会を退会しようとするときは、協会退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第14条 協会の会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の除名申請決議に基づき、総会の決議により除名することができる。

- (1) 協会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき。
- (2) 協会定款または総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3) 旅行業法第22条の6第3項の規定に違反したとき。
- (4) 退会の勧告に従わなかったとき。
- (5) 第8条に定める入会拒否事由に該当することが判明したとき。

2. 第1項の除名の申請決議をしようとするときは、当該処分に係る者に対して、あらかじめ理事会の期日及び場所並びに当該理事会において意見を述べることを旨を通知するものとする。当該処分に係る者またはその代理人は、当該理事会において意見を述べるができる。

3. 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、またはその者に対して通知することができないときは、通知に代えて、その旨協会の機関紙に掲載する等適当な方法で公示するものとする。

(権利の喪失)

第15条 協会の会員の資格を喪失した者は、協会の会員としての一切の権利を失い、既納の会費その他協会の資産に対して何らの請求をすることができない。

第3章 地 区

(地区区分)

第16条 第3条第2項に規定する地区及び地区区分は、次のとおりとする。

ただし、会員数の増減によりこの限りではない。

- (1) 千代田地区 千代田区・中央区
- (2) 城東地区 台東区・江東区・墨田区・足立区・葛飾区・江戸川区
- (3) 城西地区 新宿区・中野区・杉並区・渋谷区・東京都下
- (4) 城南地区 港区・品川区・大田区・目黒区・世田谷区・諸島
- (5) 城北地区 荒川区・文京区・板橋区・北区・豊島区・練馬区

(地区会)

第17条 前条に規定する地区ごとに地区会を設置する。

2. 地区会は、会員相互の連絡協調を図るとともに、協会が行う事業の実施について会員によくその趣旨を徹底させ、協会の健全なる発展に寄与することを目的とする。

3. 地区会は、当該地区に所在する協会正会員をもって構成する。

4. 地区会は、地区構成協会正会員の数（改選年度4月1日現在）に応じて130名までは2名、130名を超えた場合は3名、200名を超えた場合は4名の協会理事候補者を推薦するものとする。ただし、会長、副会長、専務理事の候補者は除く。

5. 地区長は、前項における協会理事候補者のうちより地区において選任する。
(代表者、法人にあつては代表取締役に限る。)
6. 地区長は協会の要請に応じて地区運営委員を選任することが出来る。
地区運営委員の任期は、協会役員の任期に準ずる。
7. 協会指定の地区会開催は年2回以上とする。

第4章 役員

(役員)

第18条 協会に次の役員を置く。ただし、会長、副会長、専務理事、監事は法人登録にあつては代表取締役、個人登録にあつては事業主に限る。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 理 事 25名以内 (会長、副会長、専務理事含む)
 - (5) 監 事 2名以内
2. 旅行業法第6条第1項第1号から第3号までに該当する者は、役員となることができない。

(役員を選任)

第19条 理事は、正会員(代表者、法人にあつては代表取締役もしくはそれに準ずる役員)のうちから総会において選任する。

2. 理事候補者は地区会及び理事会の推せんによるものとする。
3. 会長、副会長は理事会において役員の互選とする。
4. 専務理事は、会長が理事のうちから指名する。
5. 監事は、正会員及び観光事業に関する学識経験者のうちから会長が候補者を推せんし、総会において選任する。
6. 監事は会長、副会長、専務理事、理事または職員が兼ねることはできない。

(役員の職務)

第20条 会長は、協会を代表し、協会の業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織して、協会に係る業務を執行する。
5. 監事は、協会の会計及び業務の執行状況を監査する。
6. 理事及び監事の代理は認められない。

(役員の任期)

第21条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員選出基準の年齢制限は満75才(4月1日基準)までとする。
3. 補欠により就任した理事及び監事の任期は、前任者の在任期間とする。

4. 増員により就任した理事の任期は、その就任日から他の役員の任期満了日までとする。

(役員の解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められたとき。
- (3) 旅行業法及びこれに基づく命令に違反したとき。

(役員の報酬)

第23条 役員は無報酬とする。ただし、総会で必要と認めたときは、その範囲内で支給することができる。

(顧問)

第24条 協会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問または要請に応じ、協会の会議に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問については、第21条（任期）、第22条（解任）及び第23条（報酬）の規定を準用する。

第5章 会 議

(種別)

第25条 協会の会議は、総会、理事会、三役会、三役地区長会とする。

2. 協会の会議は、会長が招集する。
3. 協会の会議の議長は、会長が指名した者が、これにあたる。

(総会)

第26条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
3. 定時総会は、毎事業年度終了後3月以内に招集する。
4. 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。
5. 会長は、正会員の5分の1以上からまたは監事から会議の目的である事項を示した文書をもって臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第27条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の決議事項)

第28条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、協会に係る次の事項を決議する。

- (1) 事業の基本的計画及びその収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項（前もって提案された事項に限る）

(総会の定足数等)

第29条 総会は、すべての正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2. 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決権)

第30条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2. 総会に出席できない正会員は、他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。
3. 正会員代表者以外の出席は委任状がない場合、議決権を持たない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 正会員の数並びにその出席者数
 - (3) 議事経過の概要及びその結果
3. 前項の議事録は、事務所に備え置かなければならない。

(理事会)

第32条 理事会は、会長、副会長、専務理事及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

2. 会長は、副会長、専務理事及び理事または監事から会議の目的である事項を示した文書をもって理事会の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に招集しなければならない。

(理事会の決議事項)

第33条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、協会に係る次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会により委任された事項
- (3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (4) 委員会、三役会等より提出された事項
- (5) その他の重要事項

2. 前項第3号の決議事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(三役会)

第34条 三役会は、会長、副会長、専務理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

2. 三役会は、委員会、地区会等の要請事項を整理し、理事会に議案を提出する。
3. 三役会は、協会の運営や会務の執行に関する事項を審議する。
4. 三役会は、理事会を開くいとまがない場合における緊急事項を決議する。会長は、当該決議事項を次の理事会に報告しなければならない。

(規定の準用)

第35条 協会の会議については、第29条（定足数等）、第30条（議決権）、第31条（議事録）の規定を準用する。

第6章 委員会

(委員会)

第36条 旅行業法に基づく業務の実施及び協会の事業の円滑な運営を図るため、次の委員会を置く。

- (1) 試験・研修委員会
 - (2) 苦情・弁済・審査委員会
 - (3) 指導・調査広報委員会
 - (4) 経営推進委員会
 - (5) 総務財務委員会
2. 会長は、前項のほか、必要に応じ、理事会の承認を得て、その他の委員会を置くことができる。
 3. 前各項に掲げた委員会の委員長及び委員は、会長が理事に委嘱する。
 4. 委員長及び委員の任期は、理事の任期に準ずる。但し、任期満了後であっても、事業の継続に影響あるときは、後任者を補助するものとする。
 5. 委員会は、委員長が必要と認めたときまたは会長の要請があったとき、委員長が招集する。

(委員会の審議事項)

第37条 委員会は、協会の会議より要請された事項のほか、次の事項について具体的方針を審議し、必要に応じ実施に参画するものとする。

(1) 試験・研修委員会

国内旅行業務取扱管理者試験事務及び同管理者指定研修並びに旅行者及びその従事者に対する研修等の企画、運営に関する事項。

(2) 苦情・弁済・審査委員会

旅行業務に関し、関係者からの苦情の案件等について、その処理と解決に関する事項。

入会及び会員の適格に関する事項。

(3) 指導・調査広報委員会

旅行業務の適切な運営を確保するための会員に対する指導に関する事項。
旅行業務に関する取引の公正の確保または旅行業の健全な発展を図るための調査、研究及び広報に関する事項。

会員の情報メディアに対する啓蒙、指導および関係機関との協会による会員の知識向上に関する事項。

(4) 経営推進委員会

関係機関等との渉外による、旅行業務の適正化と改善に関する事項。

(5) 総務財務委員会

会員の総務関係、保険関係、財務関係、事務局関係、及び他の委員会に属さない協会の運営に関する事項。

(6) 業務厚生委員会

会員管理、会員の親睦を図る行事の開催。

会員の厚生に関する事項。

2. 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求め意見を徴することができる。
3. 委員長は、委員会の議事について議事録を作成し次の理事会において報告する。
4. 委員長は、委員会に係る事業の実施状況を毎年度総会において報告しなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第38条 協会に事務局を設置し、次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務員 若干名

2. 事務局長は、会長が委嘱し、その命を受けて事務局の事務を統轄する。
3. 事務員は、事務局長の命を受け、事務を処理する。
4. 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産)

第40条 協会の資産は、会費及びその他の収入から成るものとする。

2. 協会の資産は、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第41条 協会の経費は、協会の資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

(会計書類等)

第42条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、事業年度終了月から1月後までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 財産目録

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3. 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え置かなければならない。

第9章 規約の変更、細則及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、理事会において変更することができる。

(細 則)

第44条 この規約に定めるもののほか、協会の事業の実施及び運営上必要な細則は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(解 散)

第45条 協会は、総会において定款第21条2項による決議を得なければ解散することができない。

2. 前項に伴う残余財産の処分については、定款第52条による。

附則

1. この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2. 本規約第7条の規定にかかわらず、この法人成立の日の前日において社団法人全国旅行業協会東京都支部の会員として会員名簿に記載されている者は、この法人成立の日の前日において会費の未納がある者又は入会しない旨の意思表示をした者を除いて、この法人の会員とする。

3. 本規約第16条の規定にかかわらず、会員の所属地区は新法人設立後も同様の地区とする。

4. 2015 年 6 月 22 日改正・2015 年 6 月 22 日施行(第 3 回定時総会承認)
5. 2017 年 3 月 14 日一部改正・施行 (第 22 回理事会承認)
6. 2018 年 6 月 21 日一部改正・施行 (第 29 回理事会承認)
7. 2019 年 3 月 26 日一部改正・施行 (第 33 回理事会承認)
8. 2021 年 10 月 1 日一部改正・施行 (第 48 回理事会承認)
9. 2025 年 8 月 5 日一部改正・施行 (第 69 回理事会承認)